

諮問番号：令和5年度諮問第18号
答申番号：令和 年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇総合保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和3年12月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人
処分庁が本件処分を決定した内容は不当である。
本件処分の取消しを求める。
- 2 審査庁
本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由
 - (1) 本件についてみると、審査請求人が遡及年金を受給したことから、処分庁は、資力がありながら保護を受けたものとして、保護開始以降に支給した保護費の全額について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
 - (2) 法第63条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の6答（1）のとおり、年金を遡及して受給

したときは、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、年金受給権が生じた日から資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

以下検討すると、審査請求人の厚生年金の受給権が発生したのは平成29年8月1日であることから、同時点において資力が発生したものと認められる。

また、審査請求人の保護の受給期間は、令和3年9月1日から令和3年12月31日であり、同期間に支給された保護費は、生活扶助293,016円、一時扶助（被服費・家具什器費）38,017円、住宅扶助206,800円及び医療扶助7,240円の合計545,073円であることが認められる。

そして、令和3年12月15日、審査請求人は、老齢年金の遡及分1,474,740円（以下「本件年金」という。）を受給したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁が、保護開始以降に支給した保護費の全額545,073円について要返還額とした判断に違法又は不当な点はない。

(3) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1（1）、（2）のとおり、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明しておくこととされ、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

以下検討すると、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、遡及して支給される年金は、原則返還になる旨を説明した経過は認められるものの、上記③の控除について説明した経過は確認できない。

しかしながら、本件処分によっても92万円程度の金員が手元に残ること等を勘案すれば、本件処分は、直ちに審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。したがって、処分庁が本件処分において支給した保護費の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとまでいえない。

- (4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年10月18日 諮問書の受領
令和5年11月27日 第1回審議
令和5年12月 1日 審査会から処分庁に対し回答の求め(回答:令和5年12月15日付け〇〇生援第2423号。以下「処分庁回答」という。)
令和5年12月20日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条第1項は、保護の補足性について規定しており、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (3) 法第5条は、法の解釈及び運用を規定しており、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)で

ある。

- (6) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日 社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第10問12は、「法第26条の規定により保護の(中略)廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。」について、答として、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の(中略)廃止を行なうこととなるが、保護を(中略)廃止すべき場合は、原則として、次によらねばならない。」とし、保護を廃止すべき場合として2(1)及び(2)を示し、そのうち(2)は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の(中略)廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。(後略)」と記している。

なお、昭和38年課長通知は、処理基準である。

- (7) 平成24年課長通知1(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(後略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示し、その⑤において、「遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」としている。そして、(2)「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意

すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」と記している。

- (8) 問答集問13の6答(1)は、「国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものととして取り扱うこととなる。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び処分庁回答によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年9月1日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和3年9月2日、審査請求人は街角の年金相談センター〇〇〇で、年金記録を照会した。照会の結果、平成29年8月1日より年金受給権が発生し、遡及受給できることが判明したため、審査請求人は、年金の裁定請求手続を行った。
- (3) 令和3年10月22日、審査請求人は、処分庁に対し年金の裁定請求手続が完了した旨報告を行った。処分庁は、遡及年金のうち保護費支給分については、法第63条に基づく返還になる旨を説明し、審査請求人は理解を示した。
- (4) 令和3年10月26日付けで、処分庁は審査請求人に、遡及年金を受領したときは法63条適用による費用返還の義務が生じる旨の通知書を送付した。
- (5) 令和3年12月15日、審査請求人は本件年金を受給した。
- (6) 令和3年12月22日付けで、処分庁は、令和3年9月から同年12月まで支給した保護費の合計545,073円(令和3年9月1日の保護開始から令和4年1月1日の保護廃止までの施設生活費163,581円、一時扶助費206,817円(11月16日以降の日割り家賃に係る扶助を含む)、施設退所後の生活扶助費及び住宅扶助費167,435円並びに医療費7,240円の合計額)の返還を求める本件処分を行った。
- (7) 令和4年1月1日付けで、処分庁は審査請求人の保護廃止決定を行った。

(8) 令和4年2月28日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条の趣旨等について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。

その趣旨は、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第1条参照）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

このように、法第63条は、返還額から自立更生費を控除する際の判断について処分庁に一定の裁量を与えるものであるが、遡及年金の支給については、前記第1(7)の平成24年課長通知1(2)のとおり、同通知1(1)④の場合の例外として、より厳格に対応することとしている。これは、定期的に支給される年金が全額収入認定されることとの取扱いの公平性を重視する必要があるためである。このため、遡及年金については原則全額返還の取扱いとなっており、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用」に関してのみ、自立更生費として返還額から控除することを認めている。この取扱いは被保護者の自立更生と公平性との比較衡量によるもので、法の趣旨に合致する合理的なものである。

(2) 本件処分について

ア 本件の争点について

審査請求人は、本件処分が不当である旨主張する。従って、以下、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使がその範囲を逸脱し、又は濫用したものと評価され得るか否かについて、検討する。

イ 費用返還額の決定等について

(ア) 本件年金は、審査請求人が年金加入記録を照会した上で、年金の裁定請求手続を行ったことで審査請求人に支払われたものであることから、前記1(5)の次官通知に示される「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付」に該当すると認められ、当該収入に係る法第63条に基づく費用返還については、平成24年課長通知及び問答集が参照される。

(イ) 法第63条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を規定している。また、前記1(8)の問答集には、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱う旨が示されている。

前記2(2)のとおり、審査請求人には保護開始日である令和3年9月1日以前から資力が発生していたと言えることから、保護開始日から審査請求人の保護が廃止された令和4年1月1日までについては、資力がありながら保護を受けていたものであり、同期間に受給した保護費が返還対象となることが認められる。

上記のことから、処分庁が、保護の開始日から保護の廃止日までに審査請求人に対し支給した扶助額の合算額である545,073円について返還対象とした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

(ウ) もっとも、前記1(7)のとおり、平成24年課長通知1(2)によれば、遡及受給した年金についても、自立更生費について返還額から控除することを検討する余地がある。ただし平成24年課長通知においては、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明しておくこととされ、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となることとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

この点、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、遡及して支給される年金は、原則全額返還になる旨を説明した経過は認められるものの、上記③の控除について説明した経過や、自立更生費の対象となるかどうかについて検討した経緯については事実として認められない。

しかしながら、本件では、処分庁の担当者が、審査請求人に対し、遡及して支給された年金は返還になる旨の説明を行っていたこと、審査請求人には、本件処分によっても92万円程度の金員が手元に残り、今後継続して年金収入があることも勘案すれば、本件処分は、直ちに審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。したがって、処分庁が本件処分において支給した保護費の全額を返還額としたことは、著しく妥当性を欠くとまでいえない。

(エ) 以上より、本件において、処分庁が自立更生費について返還額から控除対象とならないかどうかについて十分に考慮を尽くしているとはまではいえないとしても、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

ウ まとめ

以上述べたところにより、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものと評価するに至らない。

(3) 結論

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子